

石塀・ブロック塀の改修や新設をする時は、

安全基準を守ってください。

建築基準法では、石塀やブロック塀に必要な最低限の安全基準を定めています。（※）裏面に基準を記載していますので、参考にしてください。

基準どおりに造られていない場合、地震による倒壊の危険性があります。石塀やブロック塀の倒壊は、人命を危険にさらすだけでなく、震災後の避難や救助・消火活動の障害となります。☆塀の安全確保は所有者の責任です。

塀の改修や新設をする場合は、

専門知識を有する施工業者等

に相談し、所有者自らにおいても建築基準法の適合を確認してください。



ブロック塀の倒壊



石塀の倒壊

○宇都宮市ホームページ
「ブロック塀等の安全対策について」

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/machi/kenchiku/shidou/1016408.html>



安全対策

「ブロック塀等撤去費補助制度」

<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/machi/kenchiku/shidou/1016599.html>



補助制度

○国土交通省ホームページ
「建築物の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全点検等について」

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>



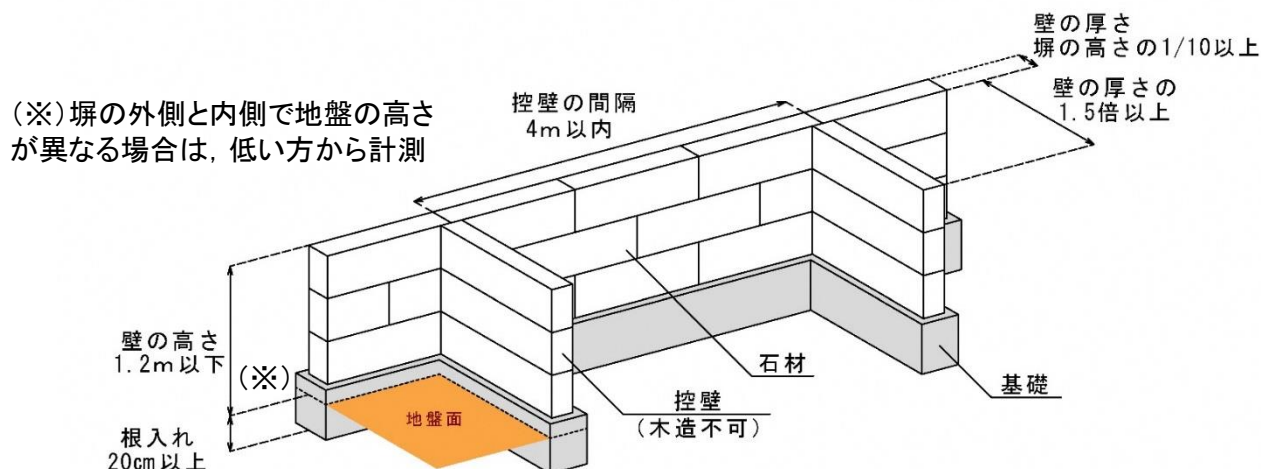
国交省

<問合せ先>

宇都宮市 都市整備部 建築指導課 TEL:028-632-2575 / Emal:u1208@city.utsunomiya.tochigi.jp

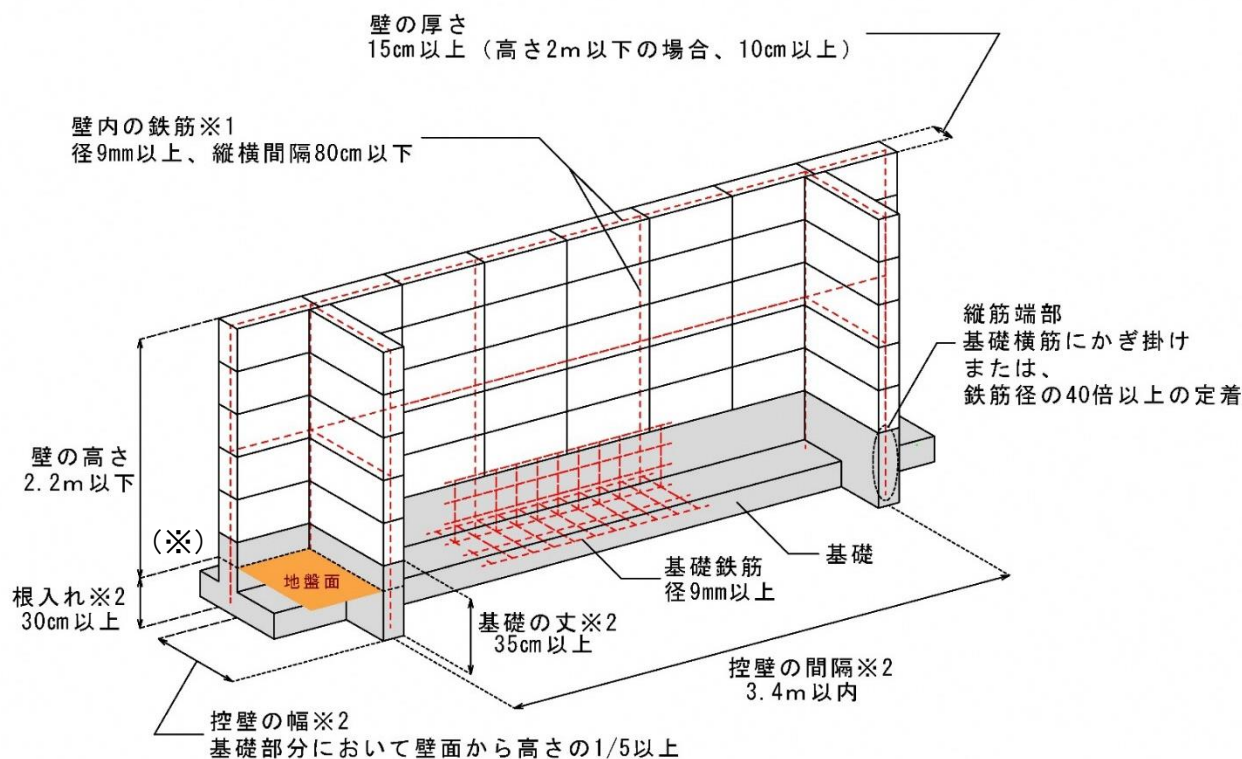
建築基準法における石塀・ブロック塀の基準は、以下のとおりです。

【石塀】



建築基準法施行令第61条による規定内容を図化したものです。なお、国土交通省大臣が定めた構造方法により補強され、かつ、国土交通大臣が定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合についてはこの限りではありません。

【ブロック塀】



※1 壁内の鉄筋について

- ・ 縦筋は、壁頂および基礎の横筋にかぎ掛けする。
- ・ 横筋は、縦筋にかぎ掛けする。
- ・ 壁頂には横筋を配置する。
- ・ 壁端部および隅角部には縦筋を配置する。

※2 基礎及び控壁について

- ・ 壁の高さが1.2mを超える場合、摘要となる。

建築基準法施行令第62条の8による規定内容を図化したものです。なお、国土交通大臣が定める構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられた場合についてはこの限りではありません。